

美郷町職員採用試験のお知らせ 6月9日(水)から職員採用試験申込受付を開始します

職員採用試験を次のとおり行います。

◎試験区分および採用予定人員

試験区分	採用予定人員	受験資格
一般行政職(上級)	若干名	次のいずれかを満たす人 (1)昭和56年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人 (2)平成元年4月2日以降に生まれた人で大学を卒業 または平成23年3月卒業見込みの人
幼稚園教諭・保育士(中級)	若干名	昭和50年4月2日以降に生まれた人で、幼稚園教諭普通免許(二種以上)並びに保育士資格証明書を有するか、平成23年3月31日までに取得予定の人

◎試験日および会場

第1次試験

日時●7月25日(日)午前9時50分から

場所●ノースアジア大学

(秋田市下北手桜字守沢46番地1)

第2次試験

第1次試験合格者に通知します

◎申込受付期間 6月9日(水)から6月30日(水)

持参する場合は役場庁舎1階総務課窓口平日の午後5時までお持ちください。郵送の場合は6月30日(水)までに着信のものに限り受け付けます。

※第1次試験の概要や申込み用紙の請求など詳しくは広報6月号または町ホームページ(6月1日以降)をご覧ください。

問い合わせ●総務課 総務班 ☎0187(84)1111(内線1205)

やまびこ座談会を開きます ~町民の皆さんの声を直接お聞かせください~

町長を囲んでの座談会を希望される行政区は、次のとおりお申し込みください。

期 日●5月~9月の平日で希望される日

午前10時~午後8時の時間帯で1時間程度

会 場●町内の希望される場所(行政区の会館など)

※会場の手配や当日の準備などは、お申

込みいただいた行政区をお願いします。

申込みいただいた行政区をお願いします。

申込みいただいた行政区をお願いします。

問い合わせ●総務課 秘書広報班 ☎0187(84)1111

不用物品を売却します

六郷公民館解体に伴い不用となる物品を売却します。

展示日時●5月9日(日)、5月10日(月)

両日とも午前9時から午後12時まで

売却日時●5月16日(日)午前9時集合

場所●旧三和化成工場(本堂城回字若林118-2)

販売方法●入札(購入希望価格が一番高かった方に売却)

販売物品●机、いす、応接セット、キャビネット、折りたたみテーブル ほか

搬出方法●代金納入後に午後4時まで搬出してください

問い合わせ●総務課 管財班 ☎0187(84)1111

公用車を売却します

売却物件●公用車2台

	トヨタ カルディア	三菱トッポ
車種	小型乗用車	軽自動車
初年度登録	H5.11	H8
車検満了日	H22.12.2	H22.6.6

展示日時●5月13日(木)

午前9時~午後12時まで

入札日時●5月19日(水)

午前9時開始

場所●美郷町役場西側駐車場

売却方法●入札

引き渡し●代金納入確認後

その他●

①売買契約締結後納付書を発行しますので、指定日まで納入してください。

②速やかに名義変更手続きを行い車検証の写しを提出してください。

③名義変更等にかかる費用は購入者に負担していただきます。

問い合わせ●総務課 管財班 ☎0187(84)1111

行政区やコミュニティ団体が行う事業の一部を助成します

「活力ある地域づくり事業」では行政区やボランティア団体、コミュニティ団体等が自主的に行う事業に補助金を交付しています。対象事業と助成金額は下のとおりです。補助金を希望する方は下記まで申請をしてください。

申込方法●随時受付をしていますので、事業を行う2週間前までに総務課まちづくり班、六郷出張所(学友館)または仙南出張所(美郷町公民館)へ申請書を提出してください。

※申請書は総務課へ備え付けしています。

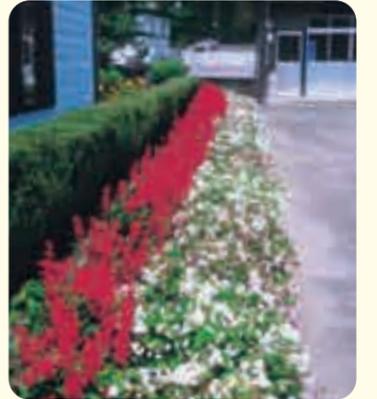
補助の対象となる事業の例

●活力のある地域づくりのために行う事業

レクリエーションや花いっぱい運動、歴史や芸術文化に関する取り組み など

●伝統行事の保存及び継承のために行う事業

かまくら、ぼんでん、舟っこ流し、盆踊り



対象事業	補助金額
活力ある地域づくりのために行う事業	事業に必要な経費の3分の2以内の額(上限30万円) ※ただし過去3回補助金の交付を受けた事業は、事業に必要な経費の3分の1以内の額(上限10万円)
地域の課題解決のために行う事業	事業に必要な経費の3分の1以内の額(上限10万円)
地域の伝統行事の保存および継承のために行う事業(伝統行事)	事業に必要な経費の2分の1以内の額(上限5万円)
ボランティア団体および住民活動団体が行う事業で町長が認めたもの	事業に必要な経費の3分の2以内の額(上限30万円) ※ただし過去3回補助金の交付を受けた事業は、事業に必要な経費の3分の1以内の額(上限10万円)

※補助の対象となる経費には、飲食に関する経費は含みません。その他対象経費等の詳細については総務課まちづくり班にお問い合わせください。



問い合わせ●総務課 まちづくり班 ☎0187(84)1111(内線1210)